

議 案 名	富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布等に伴い、同基準の規定を引用している富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布等に伴い、次の規定を整備するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の安全の確保に関する計画の策定等について、新たに条例第6条の2として追加するもの</li> <li>(2) 自動車を運行する場合の利用者の所在確認について、新たに条例第6条の3として追加するもの</li> <li>(3) 業務継続計画の策定等について、新たに条例第12条の2として追加するもの</li> <li>(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するため、条例第13条第2項を改正するもの</li> <li>(5) その他文言修正</li> </ul>
施 行 日	<p>(1)～(4)は、令和5年4月1日 (5)は、公布の日</p>

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）新旧対照表

新	旧
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、富士見市子ども家庭福祉審議会条例（平成13年条例第9号）<u>第1条</u>に規定する審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第6条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、</u></p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市長は、富士見市子ども家庭福祉審議会条例（平成13年条例第9号）<u>      </u>に規定する審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>

必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めな

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は<sup>まん</sup>蔓延しないように必要な措置を講ずるよう

努めな

ければならない。

3 (略)

ければならない。

3 (略)